

建築基準法施行規則等の改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

該当条文	寄せられたご意見の趣旨	国土交通省の考え方
第5条関係	「書類」の語に「図面」は含まれるのか。	貴見のとおり
	規則第5条第1項、規則第6条第1項の「期間」の定めについて改正してほしい	知見が不十分のため本省令改正では対応しないが、課題が明確になった段階で対応を検討したい。
第11条の2の3	建築基準法施行令第20条の5第4項の認定費用を、事業者団体等が実施している自主表示並に大幅に引き下げるべき。	規制対象外の製品を表示する自主表示制度と異なり、大臣認定においては、試験によりホルムアルデヒド発散量を測定して認定を行うものであり、その手数料は、試験等に要する費用を鑑みて定められている。
第11条の3関係	フレキシブルディスク対象を指定するときに、様式ごとに指定してよいか。	貴見のとおり
附則関係	次の理由により定期報告期日をH16.4.1としてほしい ・年度途中で様式が変わると混乱する。 ・様式を条例で定めているため施行期間が必要	H15.9.1 施行とし、H16.3.31 まで旧様式を使うことができる。
別記第36号の2様式関係	法不適合の判断基準を示されたい	円滑な運用が図られるよう、地方公共団体、調査・検査資格者等と調整し、判断基準の検討を行う。
	既存不適格を法不適合に含んだ形としている理由が不明	既存不適格は、現行法に不適合の状態であるため。
	特定行政庁で定める独自の「建築物番号」に対応してほしい	特定行政庁が別に事項を定める場合に、独自に様式を定めることができる。
	換気設備、排煙設備、非常用照明、非常用昇降機について設備と重複するのではないか	特建は設置、設備は機能をみており、重複はない
別記第36号の3様式関係	昇降機の検査資格者として建築士、適合判定資格者を認めるべきではない	建築士、適合判定資格者その他の資格者が必要な知見を得られるよう、講習等を必要に応じて開催することを検討する。
	1面の検査者と2面の検査者は異なるのか。	設備ごとに検査者が異なる場合に対応できるようにしている。それらの者の代表者を1面に記載することとして注意書きをしている。
	メーカー又は保守業者欄がない	必要に応じ、特定行政庁が別に事項を定めることとしている
	検査方法をかんがみると、蓄電池について、内蔵、別置別を記入する必要がある	必要に応じ、特定行政庁が別に事項を定めることとしている
	昇降機の種類区分が慣習上のものと異なる。 保守業者欄を省略するようにしてほしい。また、保守業者の有無がわかるようにしてほしい	法令上の区分としている。必要に応じ周知に努めることを検討する。 検査者と保守業者が同一な場合に省略することができるとしている。保守業者の有無等については、必要に応じ、特定行政庁が別に事項を定めてほしい。